

姫路市教育大綱の改定について

1 趣 旨

教育大綱は、市長が、本市における教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるものである。

このたび、「第3期姫路市教育振興基本計画」（令和7年度～令和11年度）及び姫路市こども計画「ひめじ こども・若者みらいプラン（仮称）」（令和7年度～令和11年度）の策定に合わせて、「姫路市教育大綱」を改定する。

2 改定のポイント

(1) 改定の考え方

- ・令和2年に現教育大綱を策定して以降、人口減少の加速や、生成A Iに代表される技術革新、グローバル化の進展など、社会情勢が大きく変化した。
- ・一方で、教育基本法第1条に規定される「人格の完成」と「平和で民主的な社会の形成者の育成」は、教育の普遍的な使命である。
- ・本市の将来を展望したとき、まちに活力を生み、明るい未来を切り拓く原動力は「人」であり、教育大綱は「ひとづくり」の羅針盤となるべき指針である。
- ・教育大綱に基づき教育施策を展開していくには、教育に関係するあらゆる主体による連携と実践が不可欠である。

(2) 各基本方針内の構成の見直し

- ・前段に背景、後段にその背景に対応する取組内容を記載
- ・取組内容ごとに表題を記載

(3) 取組の拡充・新規追加、全体構成の見直し

I	・これからの時代を生き抜く資質・能力の育成について強調 ・グローバル人材の育成について強調 ・子どもの個性や状況に応じた連続性のある教育について強調 ・平和教育をVへ移動
II	・組織体制の充実について強調 ・障害者理解や、夜間中学におけるすべての人の学びの保障について追記
III	・地域だけでなく、社会全体で教育を支えることを強調 ・こども基本法の要素（こども・若者の意見尊重）、部活動の地域移行、学校規模・配置の適正化を追記
IV	・高齢者に限定せず、幅広い世代の生涯学習の充実について強調、高等教育機関との連携を追記
V	・歴史と文化を継承する取組について補足 ・平和の継承について強調

3 姫路市教育大綱（案）

資料2のとおり

4 今後のスケジュール

令和6年12月 市民意見（パブリック・コメント）提出手続の実施

（公表期間：令和6年12月20日(金)～令和7年1月20日(月)）

令和7年2月 第5回 総合教育会議

・パブリック・コメントの結果について

令和7年3月 第1回定例会 総務委員会（報告）

・パブリック・コメントの結果について